

平成23年度児童虐待防止への取組状況

整理番号	取組内容	担当部署	取組内容
(1)子育て支援に向けた取組			
①妊娠期～出産にかけての支援			
(1)-1	育児支援ヘルパー派遣事業	子ども育成課	出産前後の体調不良や育児不安等で家事や育児が困難であるにも関わらず、昼間、乳児と養育者だけになってしまう家庭などにヘルパーを派遣し、家事や育児の手伝いをする。平成22年度に、育児に対する不安や負担感が高く支援を必要とする家庭にも対象者を広げ、利用回数等を拡充し、継続実施している。
(1)-2	さかいマイ保育園事業	保育運営課	身近な保育所(園)を「マイ保育園」として登録することで各種子育て支援サービスを受けることができる。また、子どもひとりにつき午前1回の無料の一時預かりサービスを利用することができる。
(1)-3	保健センターでの妊娠届出時全数面接	子ども育成課、各区保健センター	妊娠中からの要支援者の早期発見と、適切な支援に結びつけるため、妊娠届出をされた方に対し、保健師等による全数面接を実施している。
(1)-4	妊娠SOSの啓発	子ども育成課	望まない妊娠をされた方が気軽に相談できる窓口の紹介。妊娠SOSは大阪府の委託を受け、母子センターが運営しているが、ホームページの紹介等を行っている。
(1)-5	子育てアドバイザー派遣事業	子ども育成課	身近な地域にいる子育てアドバイザー(市の研修を受講したボランティア)が乳幼児のいる家庭を訪問し、相談に応じている。平成23年9月から、初めて出産した人などを対象に生後6～7か月ごろの子どもがいる家庭に訪問を開始し、子育て情報の提供を行っている(さかい子育てスマイル訪問)。
②乳幼児期の支援			
(1)-6	乳児家庭全戸訪問事業	子ども育成課	乳児家庭の孤立化を防ぐため、生後4か月までに保健師・助産師・保育士による訪問を実施し、子育てに関する情報を提供したり、相談に応じたりしている。
(1)-7	民間保育所一時預かり事業	保育運営課	保育者が短時間就労や疾病、育児疲れ解消のためのリフレッシュ等の理由により家庭での育児が困難な場合に、民間保育所での一時預かりを実施している。市民が利用しやすいよう利用料金を統一している。
(1)-8	子育て短期支援事業	子ども家庭課	保護者の疾病、出産、介護等で育児が一時的に困難な場合、又は緊急一時的に母子の保護を要する場合に、児童養護施設等で一定期間養育及び保護を行っている。
(1)-9	乳幼児健康診査	子ども育成課、各区保健センター	各区保健センターにおいて、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を、全数個別通知による集団検診とし、健診時には子どもの発育、発達チェックに加え、育児環境や保護者の育児不安、育児負担等の把握に重点を置いた内容で実施している。また、健診に来られなかった方には、家庭訪問等による状況把握を行っている。

整理番号	取組内容	担当部署	取組内容
③子育て中の親子が集う場の提供支援			
(1)-10	まちかど子育てサポートルーム事業	子ども育成課	子育て中の親子が集まり、交流できる場を各区で提供し、子育ての相談なども実施している。
(1)-11	子どもルーム事業	子ども育成課	乳幼児とその保護者または小学生児童が身近なところで安全・安心に過ごせる拠点として、親や子ども同士が交流する場の提供、子育てに関する相談、地域の身近な子育て支援情報の提供などを行っている。平成23年度末現在小学校区単位で14箇所設置している。
(2) 児童虐待防止への啓発			
(2)-1	「堺市子どもを虐待から守る条例」制定の周知活動	子ども家庭課	「堺市子どもを虐待から守る条例」リーフレットの市内全戸配布を行ったほか、ホームページ、広報さかい、ケーブルテレビ、パンフレット等あらゆる手段を用いて周知活動を実施した。
(2)-2	オレンジリボンキャンペーン	子ども家庭課	11月の児童虐待防止推進月間を中心に、大阪府・大阪市と連携し、「児童虐待防止・オレンジリボンキャンペーン」を実施するとともに、近畿2府4県4政令指定都市の共同でテレビCFや新聞広告による広報・啓発を行った。
(2)-3	オレンジ・パープルリボンキャンペーン	子ども家庭課	本市独自の取組として、「子どもへの虐待・女性に対する暴力を許さない社会」をめざして、それぞれの活動のシンボルマークである『オレンジリボン』と『パープルリボン』を一体的にデザインし、共同して広報・啓発活動を行った。
(3) 関係機関からの通告体制の整備			
(3)-1	医療機関等への「子ども虐待防止のためのシート」の配付	子ども家庭課	主に医療従事者が診療時に、保護者や児童の様子を見ながら虐待の兆候を早期に発見できるようチェック箇所をわかりやすくシートにまとめ、市内の病院・診療所・歯科診療所・学校園・保育所など約1,600箇所の関係機関に配布した。
(3)-2	堺市立学校園への訪問説明	子ども家庭課	平成22年度から、子ども家庭課職員が市立全学校園を訪問し、学校園と保健福祉総合センター、子ども相談所等の関係機関との連携等について説明している。
(4) 児童虐待対応の増強			
(4)-1	子ども相談所における「虐待対策室」の設置	子ども相談所	子ども相談所に児童虐待対応の専管組織である「虐待対策室」を設置し、児童福祉司を中心に、経験のある専門職を増員し、体制の強化を図った。
(5) 研修その他による人材の育成			
(5)-1	研修その他による人材の育成	子ども相談所、各区子育て支援室等	子ども相談所、各区子育て支援室(地域福祉課)等児童虐待相談に対応する機関において研修その他による人材の育成を行った。